

# 外貨送金・外貨受取サービス機能概要説明書（法人のお客さま）（旧：外貨送金サービス機能概要説明書）

## 新旧対照表

新	旧
<p>1. 機能名称</p> <p><u>外貨送金・受取サービス（法人のお客さま）</u></p>	<p>1. 機能名称</p> <p>外貨送金サービス（法人のお客さま）</p>
<p>3. ご利用いただける口座</p> <p><u>代表口座円普通預金、または外貨普通預金</u></p>	<p>3. ご利用いただける口座</p> <p>支払指定口座の円普通預金、または外貨普通預金</p>
<p>4. サービス概要</p> <p>本サービスでは、以下の取引が可能です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外国向送金取引（本サービスでは海外への円貨送金（日本円の送金）取引も対象です。）</li> <li>・国内向外貨建送金取引（ただし、他金融機関の国内本支店あてに限ります。）</li> <li>・<u>外国からの被仕向送金取引（本サービスでは海外からの円貨送金受取（日本円の送金）取引も対象です。）</u></li> <li>・<u>国内からの外貨建被仕向送金取引</u></li> </ul>	<p>4. サービス概要</p> <p>本サービスでは、以下の取引が可能です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外国向送金取引（本サービスでは海外への円貨送金（日本円の送金）取引も対象です。）</li> <li>・国内向外貨建送金取引（ただし、他金融機関の国内本支店あてに限ります。）</li> </ul>
<p>6. <u>注意事項</u></p> <p><u>以下記載の事由が生じた場合、当社は外貨送金・受取サービス利用契約を解除することがあります。</u></p>	<p>(追加)</p>

# 外貨送金・外貨受取サービス機能概要説明書（法人のお客さま）（旧：外貨送金サービス機能概要説明書）

## 新旧対照表

新	旧
<p>・本サービスが、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれがある取引またはかかるおそれを懸念させる不適切な取引（ギャンブル、児童ポルノ等の違法もしくは規制対象となる取引に関連する取引、暗号資産（仮想通貨）への投資等に関連する取引、経済制裁国・地域との取引やこれに関連する取引を含むがこれに限りません。）に利用されるまたは利用されるおそれがあると当社が合理的に認めるとき</p> <p>・送金の受取において、当社からの照会等に対し、当社が定める期限までに回答もしくは資料提出を行わないときまたは回答もしくは提出資料の内容が照会等に対して著しく不適当であるとき</p> <p>・送金の実施または受取後、事後的に実施するモニタリングにおいて、当社からの照会等に対し当社が定める期限までに回答もしくは資料提出を行わないときもしくは回答もしくは提出資料の内容が照会等に対して著しく不適当であるときまたは取引を継続すべきでないと当社が判断する合理的な理由が判明したとき</p>	
<p>14. 資金使途・送金目的の確認</p> <p>事前に登録頂いた内容に基づき送金を行いますが、法令等の定めにより、当社から資金の使途および送金の目的等について必要に応じて確認させていただきます。資金の使途や送金の目的等の必要な事項が確認できない場合、および事業以外の外貨送金については取扱い不可とさせていただきます。送金目的が輸入又は仲介貿易の場合は、原産地、船積地域、仕向地に加えて、送金理由の欄に具体的な品目名の記載をお願いします。</p>	<p>13. 資金使途・送金目的の確認</p> <p>法令等の定めにより、送金前に当社から資金の使途および送金の目的等について確認させていただきます。資金の使途や送金の目的等の必要な事項が確認できない場合、および事業以外の外貨送金については取扱い不可とさせていただきます。送金目的が輸入又は仲介貿易の場合は、原産地、船積地域、仕向地に加えて、送金理由の欄に具体的な品目名の記載をお願いします。</p>
<p>16. 送金できない理由について</p>	<p>15. 送金できない理由について</p>

# 外貨送金・外貨受取サービス機能概要説明書（法人のお客さま）（旧：外貨送金サービス機能概要説明書）

## 新旧対照表

新	旧
<ul style="list-style-type: none"> <li>送金情報に不足・誤り等があった場合には、送金ができない場合があります。また記載内容に不備があった場合には、送金日までに送金できないケースがあります。</li> <li><u>送金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれがある取引またはかかるおそれを懸念させる不適切な取引（ギャンブル、児童ポルノ等の違法もしくは規制対象となる取引に関連する取引、暗号資産（仮想通貨）への投資等に関連する取引、経済制裁国・地域との取引やこれに関連する取引を含みますが、これに限りません。）に利用されるまたは利用されるおそれがあると合理的に認められるなど相当の事由があるとき、当社は送金委託契約の解除をすることがあります。</u></li> <li>当社より送金を行った後、送金の内容（関係者、国、住所、送金理由等、送金に関する情報）によっては、経由銀行（国）において送金が受け付けられない場合があります。</li> <li>上記いずれの場合においても、送金手数料 2,500 円（非課税）は、返金いたしません。また、関係銀行にて手数料・諸費用が差し引かれる場合があります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>送金情報に不足・誤り等があった場合には、送金ができない場合があります。また記載内容に不備があった場合には、送金日までに送金できないケースがあります。</li> <li>当社より送金を行った後、送金の内容（関係者、国、住所、送金理由等、送金に関する情報）によっては、経由銀行（国）において送金が受け付けられない場合があります。</li> <li>上記いずれの場合においても、送金手数料 2,500 円（非課税）は、返金いたしません。また、関係銀行にて手数料・諸費用が差し引かれる場合があります。</li> </ul>
<p>18. <u>受取方法</u></p> <p><u>電信送金のみご利用いただけます。</u></p>	<p>(追加)</p>
<p>19. <u>手数料について</u></p> <p><u>本書末尾及び当社 WEB サイト上に表示する所定の受取時の手数料をいただきます。</u></p> <p><u>当社所定の受取時の手数料はお客さまの負担（受取人負担）とし、送金された通貨と同一通貨の代表口座から引落とさせていただきます。</u></p>	<p>(追加)</p>

# 外貨送金・外貨受取サービス機能概要説明書（法人のお客さま）（旧：外貨送金サービス機能概要説明書）

## 新旧対照表

新	旧
<p><u>受取時の手数料が引落とせない場合には、送金依頼人に返金させていただきます。</u></p> <p><u>返金手数料がかかる場合は、代表口座の円普通預金から手数料を引落とします。</u></p> <p><u>代表口座の円普通預金から引落とせない場合は、他の円預金から引落とす場合、または、送金資金から差し引く場合があります。</u></p>	
<p>20. <u>「当社への外貨送金」に関するご連絡</u></p> <p><u>事前に登録頂いた内容に基づき送金資金の入金を行います。法令等の定めにより、資金をお客さまの口座に入金させていただく前に、当社から資金の用途及び送金の目的等について、お客さまに電話等により確認させていただく場合があります。</u></p> <p><u>お客さまがご入金を希望されない場合、及び、当社の定める期間内にお客さまとご連絡が取れない等の理由により、資金の用途及び送金の目的等の必要な事項が確認できない場合には、送金依頼人に返金させていただきます。</u></p> <p><u>お客さまが、当社が定める期限までに当社からの照会等に対する回答や資料提出を行わない場合、もしくは回答もしくは提出資料の内容が照会等に対して著しく不相当である場合、または回答内容や提出された資料その他の事情を考慮して当社が入金を不相当と判断した場合（マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれがある取引またはかかるおそれを懸念させる不適切な取引（ギャンブル、児童ポルノ等の違法もしくは規制対象となる取引に関連する取引、暗号資産（仮想通貨）への投資等に関連する取引、経済制裁国・地域との取引やこれに関連する取引を含みますが、これに限りません。）に利用されるまたは利用されるおそれがあると当社が合理的に認めるときを含みます。）は、送金依頼人に返金させていただきます。</u></p>	<p>(追加)</p>

# 外貨送金・外貨受取サービス機能概要説明書（法人のお客さま）（旧：外貨送金サービス機能概要説明書）

## 新旧対照表

新	旧
<p><u>返金手数料がかかる場合は、代表口座の円普通預金から本書末尾に表示する手数料を引落とします。</u></p> <p><u>代表口座の円普通預金から引落とせない場合は、他の円預金から引落とす場合、または、送金資金から差し引く場合があります。</u></p> <p><u>お客さまが入金をご希望されない場合は直ちに、当社のカスタマーセンターへ連絡いただき、当社所定の手続きをしてください。</u></p>	
<p><u>21. 当社のお客さまの口座へ送金が到着していない場合</u></p> <p><u>お客さまから送金依頼人に対して送金状況をご確認いただきますようご依頼ください。</u></p> <p><u>当社に到着していない被仕向送金の状況を当社から他行へ照会する際には、手数料が発生する場合があります。</u></p> <p><u>また、他行より当社宛てに送金された際、送金情報に不足・誤り等があり当社へ到着せずに経由・中継銀行より送金銀行へ資金が返却される場合には、各銀行にて手数料を差し引かれる場合があります。あらかじめご了承ください。</u></p>	(追加)
<p><u>22. 注意事項</u></p> <p><u>本サービスをご利用いただくには、外貨普通預金口座の開設が必要となります（海外からの円貨による振込の場合を除きます。）。</u>あらかじめ外貨普通預金口座の開設がされていない場合、他行より当社宛てに送金資金が到着後、所定の期間内に外貨普通預金口座の開設が確認できないときには、送金資金を送金依頼人に返金させていただきます。</p>	(追加)

# 外貨送金・外貨受取サービス機能概要説明書（法人のお客さま）（旧：外貨送金サービス機能概要説明書）

## 新旧対照表

新	旧
<p><u>返金手数料がかかる場合は、代表口座の円普通預金から手数料を引落とします。</u></p> <p><u>代表口座の円普通預金から引落とせない場合は、他の円預金から引落とす場合、または、送金資金から差し引く場合があります。</u></p> <p><u>各国政策、金融情勢、その他諸般の状況の急激な変化等により、送金の内容や金額によっては、当社判断で送金依頼人にご返金させていただく場合があります。この返金により、経由・中継銀行より送金銀行へ資金が返却される際、各銀行にて手数料を差し引かれる場合があります。</u></p> <p><u>本内容に定めのない事項については、当社の別に定める規定ならびに日本・関係各国の法令、慣習及び関係銀行所定の手続きに従うこととします。</u></p> <p><u>関係銀行が所在国の慣習もしくは関係銀行所定の手続きに従って取扱ったことにより生じた損害、又は関係銀行の責に帰すべき事由により生じた損害、当社が送金依頼人に返金したことによる損害等については、当社は責任を負いません。また、お客さまの口座へ入金ができなかったことによりお客さまに損害が生じても、当社は責任を負いません。</u></p>	